

お知らせ

義肢や装具などの補装具巡回相談

身体に障がいのある人などを対象に、補装具の交付や修理などについて巡回相談を開催します。

日時 2月23日(金)午前11時～午後2時(受付は午前9時～11時半)
場所 江刺総合支所多目的ホール
申し込み方法 2月9日(金)までに次の内容を電話または直接連絡

氏名 生年月日 住所 電話番号
身体障害者手帳番号
補装具の種類、交付・修理の別

希望する補装具業者名
持ち物 身体障害者手帳、マイナンバーが分かるもの、印鑑
問い合わせ・申込先 本庁福祉課障がい福祉係(内線227)、各総合支所健康福祉課

野生鳥獣による農作物被害状況調査にご協力を

野生鳥獣による農作物の被害状況や生息域を正確に把握し、今後の被害防止対策を検討するための調査を実施して

氏(前沢区生母) 問い合わせ・予約先 郷土の歴史文化保存会推進協議会(鈴木 7441)

集まれ!難聴者・中途失聴者新春筆談交流会

聞こえに障がいをお持ちの人、筆談の交流をしてみませんか。

日時 1月21日(日)午前10時～正午
場所 市総合福祉センター
内容 筆談での会話やゲーム
対象 市内在住で聴力低下により聞こえに自由を感じている人やその家族、筆談ボランティア経験のある人、筆談に興味のある人など

問い合わせ・申込先 市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター(☎7171、FAX 6690、VOLUNTEER@oshu-shakyo.jp)

奥州宇宙遊学館・サンデースクール

「オーロラ・光の不思議〜電気でオーロラ作れるかな〜」。実験器具を使ってオーロラの光を再現し、しくみを学びます。

います。対象期間中の被害について、情報の提供をお願いします。

対象期間 29年4月～30年3月
調査内容 鳥獣名、農作物名、栽培目的、被害場所、被害時期、被害面積、被害量
情報提供受付期限 4月9日(日)
問い合わせ 本庁農林部農村保全推進室(内線372)

知ってトクする!来てみて楽しい前沢さわやか健康セミナー

「ストップ!ザ・脂質異常」をテーマにした講演とミニコンサート。お気軽にお越しください。

日時 1月26日(金)午後1時半～4時
場所 さわやか健康センター(前沢診療所内)

内容 ①講演「脂質異常が恐いわけ(臨床検査技師・相原淳路)」、②講演「食生活で気をつけるポイントは?」(管理栄養士・千葉彩子)
問い合わせ 前沢診療所(☎3200)

環境交流フォーラム

東日本大震災津波の被災地

日時 1月28日(日)午後2時半～3時半
対象 小学生
定員 20人(※要申し込み)
参加料 無料(※別途入館料が必要)
場所・問い合わせ 申込先 奥州宇宙遊学館(☎2020)

登記無料相談会

登記に関する無料の相談会です。お手持ちの資料があればお持ちください。

日時 1月27日(日)午前10時～午後3時
場所 コーポラテルイ2階会議室
内容 土地の分筆、建物の登記など不動産登記全般
問い合わせ 県土地家屋調査士会水沢支部事務局(佐原 ☎8362)

税理士による所得税の還付申告書作成指導会

所得税還付申告の書類作成方法を無料で指導します。

日時 2月3日(日)午前10時～午後3時半
場所 メイプル地下多目的ホール
対象 給与所得や年金所得があり、医療費控除などで所得税の還付申告をする人
問い合わせ 市内の各税理士事務所

における自然や環境の復興などをテーマとして開催します。

日時 2月14日(日)午後1時半～3時
場所 江刺総合支所多目的ホール
内容 特別鼎談「東日本大震災津波からの自然環境に係る復興等について」
パネルディスカッション「多様な主体が連携した自然保護活動の推進について」

定員 100人
入場料 無料
申し込み方法 申込先で配布する申込書を2月2日(金)までにファクスで提出
問い合わせ 申込先 県南広域振興局保健福祉環境部(☎2422、FAX 4106)

市民提案型協働支援事業

講演会「宮澤賢治と前沢」

冷害に強く美味しい米の普及や土壌改良、肥料設計の指導など、賢治が前沢の農業の発展に与えた影響についてお話しします。聴講は無料です。賢治碑などの見学会も午前9時から併せて開催しますので、電話で予約してください。
日時 1月20日(日)午前10時～11時半
場所 前沢ふれあいセンター
講師 三浦辰郎

本庁市民課

自動発券機によりご案内します

1月17日より本庁市民課に自動発券機を導入します。届出や証明書などの交付を受けるときは、自動発券機により番号札を受け取ってお待ちください。音声によりご案内します。
受付時間(自動発券機稼働時間) 午前8時半～午後5時15分
問い合わせ 本庁市民課(内線131)



税申告用 要介護認定を用いた認定書・証明書を発行

市は、税の申告で控除を受けるために必要な書類を次のとおり発行しています。

▶障害者控除を受けるための認定書

65歳以上の要介護認定者は、市の認定書により、要介護状態区分に応じた障害者控除を受けることができます。控除には2つの区分がありますので、要件を確認して申請してください。
※印鑑は不要で、手数料はかかりません

【対象者】

①特別障害者…平成29年12月末(29年中に亡くなった人は死亡日)時点で、要介護状態区分4以上の人、または主治医意見書により寝たきり状態であることが確認できる人

※身体障害者手帳1級・2級の方は、手帳の提示で控除を受けることができるため認定書は不要

②障害者…身体障害者手帳の交付を受けておらず、29年12月末(29年中に亡くなった人は死亡日)時点で、要介護状態区分1から3までの人

▶おむつ代の医療費控除を受けるための証明書

傷病によりおむね6カ月以上にわたり寝たきりで、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医師による治療を受けるため直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

【対象者】

主治医意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があることが確認できる人

- ①控除を初めて受ける場合…医師が発行する証明書(有料)が必要
②控除を受けるのが2年目以降の場合…市が発行する証明書(無料)で可

- 申請書 認定書・証明書発行の申請書は本庁長寿社会課と各総合支所健康福祉課に配置
■問い合わせ・申請先 本庁長寿社会課介護認定係(内線264)、各総合支所健康福祉課

広告

広告